

平成29年第1回定例会（2月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（追加提案）

平成29年2月28日
総務部

【予算関係】

- 資料1 平成28年度2月補正予算（平成29年2月28日追加提案分）
に関する説明資料 (財 政 課)
- 資料2 平成29年度補正予算（平成29年2月28日追加提案分）
に関する説明資料 (財 政 課)

【議案関係】

- 資料3 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について
(議案第99号) (税 務 課)

資料1 (追加補正予算関係)

平成29年2月28日
財 政 課

平成28年度2月補正予算

(平成29年2月28日追加提案分) に関する説明資料

(議 案 第 9 7 号)

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	896,080	地方創生拠点整備交付金 910,688 (0 → 910,688)	地方創生推進交付金 △ 15,688 (309,799 → 294,111)
10 財産収入	540	特許等売払収入 540 (328 → 868)	
11 寄附金			
12 繰入金	△ 130,573		財政調整基金繰入金 △ 100,339 (3,674,435 → 3,574,096) 地域活性化対策基金繰入金 △ 21,221 (8,964,242 → 8,943,021)
13 繰越金			
14 諸収入	△ 24,546	育英事業助成費 5,137 (2,633 → 7,770)	青年就農給付金 △ 29,466 (538,858 → 509,392)
15 県 債	867,600	新たな木質部材研究開発施設等整備事業費 330,900 (0 → 330,900) 「秋田港クルーズ」受入環境整備事業費 256,600 (0 → 256,600) 田沢湖エリア観光集客拠点施設整備事業費 151,700 (0 → 151,700) 森づくり人材育成拠点施設整備事業費 144,100 (0 → 144,100)	国直轄土地改良事業負担金 △ 15,700 (944,400 → 928,700)
合 計	1,609,101	620,461,101→622,070,202	

平成28年度2月補正予算(平成29年2月28日追加提案分) 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	3,348	県議会議員補欠選挙費 5,127 (7,266 → 12,393)	あきた産学官金総結集新産業創出事業 △ 1,779 (8,734 → 6,955)
3 民 生 費			
4 衛 生 費			
5 労 働 費			
6 農 林 水 産 業 費	235,697	森づくり人材育成拠点施設整備事業 295,646 (0 → 295,646)	青年就農給付金 △ 29,466 (539,608 → 510,142) 国直轄土地改良事業負担金 △ 15,751 (1,003,841 → 988,090)
7 商 工 費	303,773	田沢湖エリア観光集客拠点施設整備事業 303,773 (0 → 303,773)	
8 土 木 費	581,529	「秋田港クルーズ」受入環境整備事業 581,529 (0 → 581,529)	
9 警 察 費			
10 教 育 費	484,754	新たな木質部材研究開発施設等整備事業 661,923 (0 → 661,923)	育英事業助成費 △ 125,393 (265,794 → 140,401) 高等学校運営費 △ 14,200 (1,717,943 → 1,703,743)
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	1,609,101	620,461,101→622,070,202	

平成28年度2月補正予算(平成29年2月28日追加提案分)

主要な性質別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	△ 25,689		非常勤職員人件費等 △ 25,689 (2,915,646 → 2,889,957)
2 物 件 費	45,579	「秋田港クルーズ」受入環境整備事業 68,229 (0 → 68,229)	高等学校運営費 △ 14,200 (1,709,609 → 1,695,409)
3 扶 助 費			
3 補 助 費 等	△ 152,721	県議会議員補欠選挙費 3,200 (4,429 → 7,629)	育英事業助成費 △ 125,393 (265,794 → 140,401) 青年就農給付金 △ 29,466 (539,585 → 510,119)
3 その他の行政経費			
積 立 金			
投資及び出資金			
貸 付 金			
4 維持修繕費			
5 補助投資事業費	1,767,200	新たな木質部材研究開発施設等整備事業 661,923 (0 → 661,923) 「秋田港クルーズ」受入環境整備事業 513,300 (0 → 513,300) 田沢湖エリア観光集客拠点施設整備事業 303,773 (0 → 303,773) 森づくり人材育成拠点施設整備事業 288,204 (0 → 288,204)	
6 単独投資事業費	△ 9,517		6次産業化総合支援事業 △ 9,013 (30,000 → 20,987)
7 補助災害復旧事業費			
8 単独災害復旧事業費			
9 国直轄事業負担金	△ 15,751		国直轄土地改良事業負担金 △ 15,751 (1,003,841 → 988,090)
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	1,609,101	620,461,101→622,070,202	

資料2(追加補正予算関係)

平成29年2月28日
財 政 課

平成29年度補正予算

(平成29年2月28日追加提案分)に関する説明資料

(議 案 第 9 8 号)

平成29年度補正予算(平成29年2月28日追加提案分)

主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策 特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金			
10 財産収入			
11 寄 附 金			
12 繰 入 金	10,011	財政調整基金繰入金 10,011 (1,800,000 → 1,810,011)	
13 繰 越 金			
14 諸 収 入			
15 県 債			
合 計	10,011	563,558,000→563,568,011	

平成29年度補正予算(平成29年2月28日追加提案分)

主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	10,011	県議会議員補欠選挙費 10,011 (27,333 → 37,344)	
3 民 生 費			
4 衛 生 費			
5 労 働 費			
6 農 林 水 産 業 費			
7 商 工 費			
8 土 木 費			
9 警 察 費			
10 教 育 費			
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	10,011	563,558,000→563,568,011	

平成29年度補正予算(平成29年2月28日追加提案分)

主要な性質別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	46	県議会議員補欠選挙費 46 (335 → 381)	
2 物 件 費	341	県議会議員補欠選挙費 341 (644 → 985)	
3 その 他の 行政 経費	扶 助 費		
	補 助 費 等	9,624 県議会議員補欠選挙費 9,624 (26,354 → 35,978)	
	積 立 金		
	投 資 及 び 出 資 金		
	貸 付 金		
4 維 持 修 繕 費			
5 補 助 投 資 事 業 費			
6 単 独 投 資 事 業 費			
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費			
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費			
9 国 直 轄 事 業 負 担 金			
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	10,011	563,558,000→563,568,011	

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について
(議案第99号)

平成29年2月28日

税 務 課

1 改正理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び自動車税の特例措置の見直し等を行う必要がある。

2 主な改正内容

(1) 自動車取得税

- ① 環境への負荷の少ない自動車で、初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、対象等を見直した上で、適用期限を平成30年3月31日まで延長する。(附則第18条の4関係)

乗用車

【現行】H27.4.1~H29.3.31

区分	軽減率
電気自動車等	非課税
H32年度燃費基準+20%達成	
H32年度燃費基準+10%達成	80%軽減
H32年度燃費基準達成	60%軽減
H27年度燃費基準+10%達成	40%軽減
H27年度燃費基準+5%達成	20%軽減

【改正後】H29.4.1~H30.3.31

区分	軽減率
電気自動車等	非課税
H32年度燃費基準+30%達成	
H32年度燃費基準+20%達成	60%軽減
H32年度燃費基準+10%達成	40%軽減
H32年度燃費基準達成	20%軽減
H27年度燃費基準+10%達成	

※「電気自動車等」以外の対象車は、H17年排出ガス基準75%低減達成車又はH30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

- ② 環境への負荷の少ない自動車で、初めて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象等を見直した上で、適用期限を平成30年3月31日まで延長する。(附則第18条の6関係)

- ③ 車線逸脱警報装置を備える一定のバス等で、初めて新規登録等を受けるものの取得について、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずる。（附則第18条の6関係）
- ④ 偽りその他不正の手段により受けた国土交通大臣の認定等が取り消されたことが原因で、自動車取得税の不足額が生じたときは、当該認定の申請者を不足額に係る自動車の取得者とみなして自動車取得税に関する規定を適用する。（附則第18条の6の2関係）

(2) 自動車税

- ① 新車新規登録を受けた翌年度に限り、環境への負荷の少ない自動車の税率を軽減する（軽課）とともに、新車新規登録から一定期間を経過した自動車の税率を重くする（重課）グリーン化特例について、軽課の対象等を見直した上で、適用期限を2年延長する。（附則第19条関係）

軽課			【改正後】 H29. 4. 1～H31. 3. 31取得分	
【現行】 H28. 4. 1～H29. 3. 31取得分			区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減	➔	電気自動車等	75%軽減
H32年度燃費基準+10%達成			H32年度燃費基準+30%達成	
H27年度燃費基準+20%達成	50%軽減		H32年度燃費基準+10%達成	50%軽減

- ② 偽りその他不正の手段により受けた国土交通大臣の認定等が取り消されたことが原因で、自動車税の不足額が生じたときは、当該認定の申請者を不足額に係る自動車の賦課期日現在の所有者とみなして自動車税に関する規定を適用する。（附則第19条の2関係）

(3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第十八条の四 営業用の自動車(第五条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十八条の六の二までにおいて同じ。)(軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。))を除く。)及び軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第百八条の規定にかかわらず、当分の間、百分の二とする。</p> <p>2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十九条第三項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。)(車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。))が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、法附則第十二条の二の二第二項各号のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するものに限る。)で初めて新規登録等(道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。)を受けるものの取得(同条第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第十八条の四 営業用の自動車(第五条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十八条の六 までにおいて同じ。)(軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。))を除く。)及び軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第百八条の規定にかかわらず、当分の間、百分の二とする。</p> <p>2 5 略</p>

3 法附則第十二条の二の二第三項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

4 法附則第十二条の二の二第四項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

5 法附則第十二条の二の二第五項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

6 法附則第十二条の二の二第六項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の

規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

7 法附則第十二条の二の二第七項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の七十五を乗じて得た率とする。

8 法附則第十二条の二の二第八項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十八条の六 法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

2 法附則第十二条の二の四第二項各号に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年三月三十一日

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十八条の六 略
2512 略

までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

3 法附則第十二条の二の四第三項各号に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とする。

4 法附則第十二条の二の四第四項各号に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第十二条の二の四第五項各号に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

6 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、法附則第十二条の二の四第六項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

7 路線バス等のうち、法附則第十二条の二の四第七項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七條第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十八條の六第七項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

8 道路運送法第三條第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二條の二の四第八項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二條第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七條第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

9 法附則第十二條の二の四第九項各号に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七條第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日（法附則第十二條の二の四第九項第三号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、第七條第

一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

10 法附則第十二条の二の四第十項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受け、その取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、法附則第十二条の二の四第十項第一号に掲げるトラックにあつては、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項第二号に掲げるトラックにあつては、当該取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、第七十七条第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 法附則第十二条の二の四第十一項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第十一項第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、第七十七条第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

12 車両総重量が十二トンを超えるバス等（法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定するバス等をいう。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る）

。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

13 前各項の規定は、第一百一十一条第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車取得税の賦課徴収の特例)

第十八条の六の二 法附則第十二条の二の五第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により自動車の取得者とみなされる者に自動車取得税に関する規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第二百二十九条第二項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、法附則第十二条の二の五第二項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の税率の特例)

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同条第三項に規定するものをいう。)、及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せ

(自動車税の税率の特例)

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同条第三項に規定するものをいう。)、及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せ

て電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。第三項第三号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のもの（道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。）に限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(表 略)

2 略

3 次に掲げる自動車に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成二十九年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定に

て電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。第三項第三号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のもの（道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。）に限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(表 略)

2 略

3 次に掲げる自動車に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成二十九年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定に

より平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び第五項において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則

に規定するもの（以下この号及び第五項第二号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則

に規定するものをいう。第五項第三号において同じ。）

四 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条

において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則

に規定するエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第五項及び第六項において「平成三十二年

度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則

に規定するもの（次項から第六項までにおいて「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので

より平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第五号

において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの（以下この号

において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第二項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するものをいう。

四 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの

に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの（次項

において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので

法施行規則に規定するもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第五項第五号において同じ。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの（第五項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

（表 略）

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第二百五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成二十九年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）

（表 略）

5 次に掲げる自動車に対する第二百五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同表中「第十九条第三項」とあるのは、「第十九条第五項」と読み替えるものとする

同条第六項に規定するもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第五項第五号において同じ。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第七項に規定するものに適合するもの

（表 略）

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第二百五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成二十九年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）

（表 略）

る。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則に規定するもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を

除く。)に対する第二百五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同表中「第十九条第四項」とあるのは、「第十九条第六項」と読み替えるものとする。

7| 第三項から前項までの規定の適用がある場合における第二百五条第三項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

(自動車税の賦課徴収の特例)

第十九条の二 法附則第十二条の四第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により自動車の所有者とみなされる者に自動車税に関する規定(第三百三十条及び第三百三十一条の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、法附則第十二条の四第二項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5| 前二項 の規定の適用がある場合における第二百五条第三項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。